

くらしのニュース

しあわせ信州

〒386-8555 上田市材木町1-2-6
長野県東信消費生活センター 電話 (0268) 27-8517 FAX (0268) 25-0998



長野県消費者被害防
止啓発キャラクター
もシカっち

～最近、多い相談事例をご紹介します～
参考にして契約時のトラブルを回避してください！

★通信販売のトラブルでの相談が多くなっています★

ダイエットサプリ等の通信販売の注文時には、
～解約、購入条件等をしっかり確認しましょう～

【相談事例1】

- ・お試し価格500円の健康食品を注文した。
一度だけだとおもっていたのに2回目が届いた。
解約したいが電話がつながらない。
- ・600円のダイエット飲料を「お試し」のつもりで購入したが効果がない。
解約したいが、「4回の購入が条件」と断られた。
定期購入であること、総額が1万円になることなどの表示には気がつかなかった。

【アドバイス】

- ・インターネット通販等通信販売は、申込時の条件が非常に重要になってきます。
- ・申込時の最終確認画面等で、定期購入になっているか否かをよく確認しましょう。
また、解約・返品できるかどうか、できる場合はその条件などを確認してから注文してください。

※通信販売は、クーリング・オフの対象外です。注文時に解約条件などをよく確認しましょう。

！クーリング・オフができない契約とは…

◎自分から店に出向いての契約（店舗購入）

◎通信販売

※つまり、自分で納得して購入した（と判断される）契約については
クーリング・オフ制度は適用されず、それぞれの返品特約（店舗
購入なら店のきまり）により返品可能か否かとなります。

【注意】

※多くの人に広く知られるようになったクーリング・オフ制度ですが、通信販売などには、クーリング・オフ（一定期間内なら契約を解除できる制度）が適用されないということも覚えておいてください。



★※情報商材のトラブルも多くなっています★

～もうけ話に注意～

簡単に稼げる?? 実際はもうからないことが多く、相談が寄せられています。

【相談事例2】

・1日数分の作業で月に数百万円を稼ぐ」という副業サイトに登録した。
「もうけられなかったら、全額返金します」とも言われた。
まず「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金もうけのノウハウ本を1万円で購入し、その後も業者の言うとおりにしたが一向にもうからない。すでに60万円以上副業サイトに入金してしまった。
副業サイトに解約を申し出たが、「解約金を差し引き10万円の返金しかできない」と言われた。

※情報商材とは...

主にインターネットなどを介して売られる情報のこと。

「情報」の内容自体が商品となるものもある。



【アドバイス】

・「100%元が取れる」「もうかるまでサポートする」等、事業者の説明を安易に信用しないようにしましょう。
・「すぐに元が取れるから大丈夫」と言われてもクレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしてはいけません。断るときは「お金がない」ではなく、「契約しない」とはっきり伝えましょう。
・基本、楽しんで高額なお金を手にすることは(少)ないと考えましょう。

消費生活センターからのお知らせ ◆多重債務者無料相談会を開催します◆

・借金問題は、一人で悩まず相談しましょう。解決への道が拓かれます。

○日 時: 令和2年10月27日(火) 午前10時～午後5時まで

○場 所: 長野県上田合同庁舎(上田市材木町1-2-6)

603・604号会議室

※弁護士・司法書士等が面接相談に応じます。

★予約制です。令和2年9月23日(水)～令和2年10月23日(金)までに
長野県東信消費生活センター(TEL: 0268-27-8517)へお申し込みください。
(土日、祝日を除く8:30～17:00)

〈消費者トラブルでお困りの時は、一人で悩まず相談してください。〉

長野県東信消費生活センター

相談受付時間: 平日 午前8時30分から午後5時まで

住 所: 上田市材木町1-2-6 (上田合同庁舎6階)

電話番号: 局番なしの「188」(近くの相談窓口へ案内)

0268-27-8517(東信消費生活センター相談専用)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所での相談をご遠慮いただく場合があります。

